

令和3年度 予算編成方針

1 本市財政を取り巻く状況

我が国の現在の経済状況は9月の月例経済報告によると、「新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされている。

また、我が国の財政状況は、社会保障関係費等に加え、新型コロナウイルス感染症対策費の支出がかさみ、令和2年度末の国と地方の長期債務残高見込みは、前年度比65兆円増の約1,182兆円と依然として厳しい状況にある。

地方においては、介護・医療・子育て支援や、老朽化が著しいインフラの更新など、地方公共団体が担うべき役割がますます重要となる中で、財政健全化に向けて、財源の確保やさらなる行政改革に取り組むことが必要となる。

こうした中、平成26年度以降の本市では、市税等の徴収強化に取り組み、市税全体の収納率において、平成25年度では90.6%であったものを、令和元年度には97.2%と6.6%向上させ、市税収入額についても、同様に平成25年度と令和元年度比で約83億円の大増収をみたところである。

また、市有地の積極的な売却による財源の確保や、施設整備基金の活用により、市債の発行を抑制してきたところである。さらに、土地開発公社の経営健全化を図るため、土地の買い戻しを推し進めるなど借入金残高の大幅圧縮を行ったことで、一般会計、特別会計及び企業会計に、土地開発公社の借入金を加えた市全体の借入金残高については、7年間で約180億円の大増削減を達成するなど、将来世代への負担を軽減するため、財政の健全化を強力に推し進めてきた。

一方で、全小中学校への空調設置や、県内初の公立夜間中学の開校、三大プロジェクトを順調に進捗させるなど、「川口の元気」を生み出す事業などの施策は積極的に展開させ、平成30年4月からの中核市移行によって、60万市民の目線に合った様々な行政サービスの実現を図り、さらなる「選ばれるまち」づくりに取り組んでいるところである。

しかしながら、我が国における新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、これまで前例のない事態となっており、未だ先行きが不透明な状況である。

本市においては、中核市移行とともに設置した保健所により、市の意向を直に反映させたPCR検査体制の充実を図るほか、協力医療機関への補助制度も県内でいち早く整備を行った。さらに、小規模事業者等への支援を全国に先駆け実施するなど、様々な新型コロナウイルス感染症対策により、市民生活や市内経済を守る施策を講じてきたところではあるが、市税収入等の本市財政に与える影響も懸念されるところである。

こうした本市財政を取り巻く環境は厳しいものの、令和3年度は、引き続き、「選ばれるまち川口」の実現に向けた事業を積極的に取り組んでいくものとする。その際、新型コロナウイルス感染症に対する「新しい生活様式」を実践するための必要な工夫を図るとともに、これまで以上に効率的な手法を採りつつ、既存の事務事業については、前例にとらわれることのない見直しにより、選択と集中を徹底し、真に必要な施策に財源を充てた予算編成とする。

2 予算編成の基本方針

令和3年度は、本市のまちづくりの指針となる、「第5次川口市総合計画」の後期基本計画がスタートするとともに、本市の最重要施策である「川口の元気づくり政策宣言43～第2ステージ～」の最終年度にあたることから、今まで以上にスピード感をもって各事業に取り組まなければならない。

全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いているが、超高齢社会が及ぼす影響への対策は、引き続き講じていかななければならない。また今後も外国人住民の増加が見込まれることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生していく、いわゆる「多文化共生」の視点がますます重要となる。

一方、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束が見えない状況である。そのため引き続き感染症対策を継続したうえで、新型コロナウイルスと共存するための「新しい生活様式」の定着や、それに伴う働き方改革の推進に向け、ICT等の活用による業務革新や作業の効率化、さらには収束後を見据えた新たな取り組みについて検討を進めなければならない。

また、この度の未知のウイルスによる感染拡大や、地球環境の変化が要因

とされる想定をはるかに超えた自然災害が多発している現況を鑑みると、想定外の事態も念頭に置かなければならない。

以上のことを踏まえ、令和3年度予算編成の基本方針は次のとおりとする。

- (1) 「選ばれるまち」の実現のため、全庁的に次の視点を持って各施策に積極的に取り組み、本市の元気なまちづくりを行うこととする。
 - ア 市内事業者及び市産品の活用による市内経済循環の創出
 - イ 若い世代の定住促進を図るため、子どもを安心して育てられるための施策等、ソフト・ハード両面においてライフサイクルに合った環境整備
 - ウ 外国人住民の多様性を活かし多文化共生を推進した、誰もが住みやすく安全安心なまちづくり
 - エ 市民の利便性向上と行政運営の効率化を図るデジタル化への取り組み
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対しては、「新しい生活様式」の定着を図るため、以下の視点を持って取り組むこと。
 - ア 医療提供体制の強化を図る市内医療機関への支援
 - イ 市内事業者のニューノーマルへの移行支援
 - ウ テレワーク、時差出勤等による職員の働き方改革
- (3) これまで継続的に実施してきた事務事業、イベント、その他の事業等についても、「新しい生活様式」への切り替えを機に、変化に柔軟に対応するとともに、前例踏襲とせず、事業の目的やこれまでの成果について、改めて確認したうえで、優先順位、必要性、効率性、実効性などを再検証し、廃止を含め事業手法を根本から見直すこと。また、先進的な取り組みを行っている自治体等からの情報収集に努め、行政の高度かつ効率的な運営に努めること。
- (4) 地球温暖化や外来種の侵入などの様々な環境問題に対処し、地球の環境条件に応じた生物多様性の保全が求められていることから、各部局においては緊密に連携を図り、自然保護・環境対策に積極的に取り組むこと。
- (5) 公共施設等の改修等については、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の平準化に努めること。各課の所有施設については、計画を策定し、内容についてしっかりと精査したうえで予算要求を行うこと。
- (6) 事業に要する財源は、自らが確保する意識を持ち、歳入の確保があつての歳出であることを常に念頭に、柔軟な発想による財源の発掘、獲得に積

極的に取り組むこと。また、使用料などの特定財源の収入状況を把握し、今年度の収支を正確に見込むとともに、予算編成にその動向を反映すること。さらに、指定管理先の使用料についても同様とする。

- (7) 国・県の予算編成及び制度変更等、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図るとともに、事務事業の比較調査、政策研究のため、自治体等から積極的に情報収集を行い、本市の行政諸課題の解決に努めること。